大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見及び留意事項について

(1)大規模小売店舗の所在地及び名称

岸和田市土生町二丁目 32 番７　ほか
（仮称）イオン東岸和田

(2)大規模小売店舗立地法第５条第１項の規定による届出を行った日

令和４年 10 月 28 日

(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見

大規模小売店舗立地法第５条第１項の規定により令和４年10月28日付で届出のあった「（仮称）イオン東岸和田」については、「指針」を勘案し、総合的に判断したところ、同法第８条第４項の規定による意見はありません。

つきましては、営業開始後においても、届出内容を遵守するとともに、「指針」に十分配慮し営業してください。

(4)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る留意事項

大規模小売店舗立地法第５条第１項の規定により令和４年10月28日付で届出のあった「（仮称）イオン東岸和田」の運営にあたっては、下記の事項に十分留意してください。

記

夜間において予測される騒音が規制基準を超える地点があるため、21時以降は店舗敷地に設置している自動車出入口からの自動車の入出庫について、周辺の生活環境への影響を最小限にするよう配慮すること。特に、店舗敷地南西部及び南東部の自動車出入口については、21時以降の利用を一部制限するなど、より一層、周辺生活環境への配慮を行うこと。
また、周辺の生活環境に問題が生じた場合は適切に対応すること。

平面駐車場内で車同士が交錯する危険性があるため、店舗北西入口から進入した車路に当該車路の南西部にある各車路への進入が禁止されていることが分かる表示を行うなど、円滑な駐車が行えるよう配慮すること。

店舗北西出口・店舗南西出口・立体駐車場入口が右折入出庫となっているため、相当数の自家用車による来客が見込まれる時間帯においては駐車場の出入口に交通整理員を配置するなどの措置を講じ、周辺道路の交通に与える影響及び事故の危険性をなるべく少なくするよう配慮すること。

以上